別表第十二（第四条の五第六項第三号イ関係）

取引の種類	原契約期間の区分	掛目
外国為替関連取引	一年以内	二・〇％
	一年超	三・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
金利関連取引	一年以内	〇・五％
	一年超	一・〇％に原契約期間の年数を乗じたものから、一・〇％を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネッティング契約下にある外国為替関連取引	一年以内	一・五％
	一年超	二・二五％に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目
法的に有効なネッティング契約下にある金利関連取引	一年以内	〇・三五％
	一年超	〇・七五％に原契約期間の年数を乗じたものから、〇・七五％を差し引いて計算した掛目

備考

一　「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

二　「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション（オプション権の取得に限る。）及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。

三　日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

四　原契約期間に一年未満の端数があるときは、これを一年として原契約期間を計算する。

別表第十三（第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)関係）

別表第十二の次に次の五表を加える。

取引の種類	残存期間の区分	掛目
外国為替関連取引	一年以内	一・〇％
	一年超五年以内	五・〇％
	五年超	七・五％
金利関連取引	一年以内	〇％
	一年超五年以内	〇・五％
	五年超	一・五％
株式関連取引	一年以内	六・〇％
	一年超五年以内	八・〇％
	五年超	十・〇％

備考

一　元本を複数回交換する取引については、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を計算するに当たり、各掛目に残存交換回数を乗じるものとする。

二　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価格が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の設定期日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、掛目は〇・五％を下限とする。

三　同一通貨間かつ変動金利相互間の金利スワップについては、第四条の五第六項第三号ロ(3)及び(4)に掲げる金額を合計することは要しない。

四　「外国為替関連取引」とは、異種通貨間での金利スワップ、為替先渡取引、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

五　「金利関連取引」とは、同一通貨での金利スワップ、金利先渡取引、金利先物取引、金利オプション（オプション権の取得に限る。）及び債券関連のデリバティブ取引等をいう。

六　「株式関連取引」とは、個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。

七　日々の値洗いによる証拠金を必要としている取引所取引及び原契約期間が十四日以内の外国為替関連取引については、デリバティブ取引リスク相当額の算出対象から除くことができる。

別表第十四（第四条の五第七項関係）

取引の区分	リスク対象資産の額		
	リスク対象資産の所在地		リスク係数
クレジットデフォルトスワップ取引によるプロテクションの売却	プロテクションに係る参照債務の想定元本額	日本	五・六％
		米国	二・九％
		欧州	二・五％
		その他	五・六％

備考

一　プロテクションに係る参照債務の想定元本額には、当該プロテクションに係るクレジットデフォルトスワップ取引に関連して計上される資産（未収入金として計上された未収プレミアムを含む。）の額を加算し、当該取引に関連して計上される負債の額を控除する。

二　売却したプロテクションと参照債務の債務者が同一であり、かつ、当該プロテクションの満期日以後の日を満期日とするプロテクションを購入している場合には、当該売却したプロテクションに係る参照債務の想定元本額から購入したプロテクションに係る参照債務の想定元本額を控除した額（零未満となる場合には、零）を当該売却したプロテクションに係るリスク対象資産の額とする。

三　リスク対象資産の所在地は、プロテクションに係る参照債務の実態に応じたものとする。

四　プロテクションの購入については、当該取引に係るリスク対象資産の額は零とする。

別表第十五（第四条の五第八項第一号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第百八十条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金及び規則第百八十四条第三項において準用する規則第百八十条の規定に基づいて積み立てないこととした支払備金	一％